



平成 26 年 4 月 3 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ク ス リ の ア オ キ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 青 木 保 外 志
(コード番号：3398 東証第一部)
問 合 せ 先 財 務 企 画 ・ I R 室 長 八 幡 亮 一
(TEL. 076-274-1111)

株式分割および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と、投資家層の更なる拡大を目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 5 月 20 日（火曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 2 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

- ①株式分割前の当社発行済株式総数 : 7,821,000 株
- ②今回の分割により増加する株式数 : 7,821,000 株
- ③株式分割後の発行済株式総数 : 15,642,000 株
- ④株式分割後の発行可能株式総数 : 40,000,000 株

※上記①～③の株式数について、本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により株式数が増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基 準 日 公 告 日 平成 26 年 5 月 2 日（金曜日）
基 準 日 平成 26 年 5 月 20 日（火曜日）
効 力 発 生 日 平成 26 年 5 月 21 日（水曜日）
新 規 記 録 日 平成 26 年 5 月 21 日（水曜日）

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」に伴い、会社法 184 条第 2 項の規定に基づく取締役会決議により平成 26 年 5 月 21 日をもって当社定款の一部を変更いたします。

①株式の分割を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。

②第 6 条の変更の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>20,000,000</u> 株とする	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>40,000,000</u> 株とする
(新設)	<u>附則</u> <u>第 6 条の変更の効力発生日は平成 26 年 5 月 21 日とする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u>

<ご参考>

- 今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。
- 今回の株式分割は、平成 26 年 5 月 21 日を効力発生日としておりますので、平成 26 年 5 月 20 日を基準日とする平成 26 年 5 月期の期末配当金は、株式分割前の株式が対象となります。
この他株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。
- 今回の株式分割に伴い、当社が、当社の取締役、執行役員および従業員に対して発行している新株予約権（無償ストック・オプション）の 1 株当たりの行使価額を平成 26 年 5 月 21 日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価格
平成 23 年 8 月 18 日定時株主総会決議および 平成 23 年 9 月 1 日取締役会決議に基づく新株予約権	1,163 円	582 円
平成 24 年 8 月 17 日定時株主総会決議および 平成 24 年 9 月 6 日取締役会決議に基づく新株予約権	3,580 円	1,790 円
平成 25 年 8 月 19 日定時株主総会決議および 平成 25 年 9 月 5 日取締役会決議に基づく新株予約権	7,211 円	3,606 円

- 株主優待制度に関しましては、従前どおり、毎年 5 月 20 日現在の株主名簿に記載または記録された株主様のうち、1 単元(100 株)以上ご所有の株主様を対象といたします。また、当社は本日付で「株主優待制度の一部変更に関するお知らせ」を公表しております。併せてご確認ください。

以上